

○暴走族に対する個別指導・補導要領の制定について

〔平成26年3月19日〕
例規甲（少庶企）第158号

（概要）

この要領は、暴走族の大半を占める少年の非行程度に応じて生活安全、交通、地域、捜査部門から最も適任と認められる担当者を個々に指定し、各部門が連携して継続的に個別指導・補導を行うことにより、暴走族からの離脱、暴走族グループの解体等暴走族行為の風圧と暴走族の根絶を図ることを目的に定めたものである。